

原子力損害賠償支援機構法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 国庫への納付手続

原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という。）の国庫への納付金の納付の手続について、分割納付の規定を設けること。  
(第二条関係)

第二 借入金及び原子力損害賠償支援機構債の発行の限度額

機構の金融機関等からの借入金及び原子力損害賠償支援機構債の発行の限度額は、四兆円とすること。

(第四条関係)

第三 附則

この政令は、公布の日から施行すること。

原子力損害賠償支援機構法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

○原子力損害賠償支援機構法施行令(平成二十三年政令第二百五十七号)

改正案	現行
<p>(国庫への納付手続)</p> <p>第二条 原子力損害賠償支援機構(以下「機構」という。)は、 法第五十九条第四項の規定による納付金を納付するときは、当 該納付金を翌事業年度の七月三十一日までに国庫に納付しなけ ればならない。ただし、当該納付金の額の二分の一に相当する 金額については、翌事業年度の一月三十一日までに国庫に納付 することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(借入金及び原子力損害賠償支援機構債の発行の限度額)</p> <p>第四条 法第六十条第三項に規定する政令で定める額は、<u>四兆円</u> とする。</p>	<p>(国庫への納付手続)</p> <p>第二条 原子力損害賠償支援機構(以下「機構」という。)は、 法第五十九条第四項の規定による納付金を納付するときは、当 該納付金を翌事業年度の七月三十一日までに国庫に納付しなけ ればならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(借入金及び原子力損害賠償支援機構債の発行の限度額)</p> <p>第四条 法第六十条第三項に規定する政令で定める額は、<u>二兆円</u> とする。</p>